

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
1	実施要領 2. (8) (P. 2)	提案上限価格は消費税を含む金額となっておりますが、技術提案額とVE提案額を精査するため、事業者として税抜での算定が必要になりますので提案上限価格の税抜金額についてご教示いただけませんか。	提案内容によって消費税の課税対象の費用と非課税の費用が変わるため、税抜の提案上限価格は設定しておりません。
2	実施要領 2. (8) (P. 2)	<p>本事業の「提案見積額」は、「基本計画図」をもとに算出した見積りに対して「技術提案」および「VE提案」で採用された金額を反映して算出するスキームとしており、その趣旨は、応募事業者の負担軽減のためと理解しております。</p> <p>一方で、応募事業者が独自のノウハウを最大限発揮して提案したいと考える場合については、「基本計画図」をベースとした見積算出ではなく、独自提案の図面の提出、及びそれに基づく技術提案額の提出も可能と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>設計・建設企業のノウハウを集約した提案を行う場合、構造計画や仮設計画、および施工計画も踏まえた設計計画の作成と、それに基づく見積額のセットでの提案が必要と考えております。</p>	<p><実施要領 P 2> 『【技術提案額】と【VE提案額】の算出範囲』に記載のとおりです。評価基準別表に示す「提案テーマ」と「求める提案内容」に応じた技術提案内容は【技術提案額】に含み、「求める提案内容」に記載のない独自提案については、工事費減額となるもののみ【VE提案】として提案内容と減金額をご提案ください。</p> <p>よって仮設計画含む施工計画の提案は、上記「求める提案内容」に応じたものを【技術提案】として提案・見積いただき、構造計画の提案は技術提案ではなく【VE提案】として提案・見積してください。</p>
3	実施要領 2. (8) (P. 2)	【技術提案額】と【VE提案額】の算出範囲図の中にある基本計画図面は「提案を求めない内容について施設の仕様・グレードを指定する見積用資料」とありますが、この基本計画図の内容は、一切変更せず、見積金額を算出し、その後、技術提案とVE提案で加算減算するという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	<実施要領 P 2> 『【技術提案額】と【VE提案額】の算出範囲』に記載のとおりです。評価基準別表に示す「提案テーマ」と「求める提案内容」に応じた技術提案内容は【技術提案額】に含み、「求める提案内容」に記載のない独自提案については、工事費減額となるもののみ【VE提案】として提案内容と減金額をご提案ください。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
4	実施要領 2. (8) (P.2)	提案価格における最低制限価格の設定はありますか。	ありません。
5	実施要領 4. (1) (P.3)	本プロポーザル参加者のうち、構成員AおよびBについて特段複数企業での参加について説明がございませんが、単独か複数とするかは参加者の任意であるとの理解でよろしいでしょうか。それとも構成員（設計）以外は単独企業を指し、構成員（設計）は共同企業体でも可、という理解でよろしいでしょうか。	代表構成員（1社）＋構成員A（1社）＋構成員AまたはB（1社）とご理解ください。 構成員（設計）は共同企業体でも可とします。
6	実施要領 4. (1) (P.3)	「構成員（設計）は、最低出資比率を設けず、役割分担型の共同企業体協定を締結する」とあり、出資比率0での協定もお認め頂いております。一方で、特定建設工事共同企業体協定書（案）では第1条で「事業を共同連帯して営むことを目的とする」と定義がございます。これらを鑑みて、上記の協定書を締結したとしても設計企業と建設企業間では連帯債務を負うことにはならないものとの理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
7	実施要領 4. (1) (P.3)	「構成員（設計）は、最低出資比率を設けず、役割分担型の共同企業体協定を締結する」とありますが、役割を分担するのは構成員（設計）とその他の建設の構成員（代表構成員を含む）でしょうか。それとも構成員（設計）が設計共同企業体の場合、当該設計企業体内での役割分担を指すのでしょうか。	ご質問いただいた両方を想定しております。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
8	実施要領 4. (1) (P.3)	構成員（設計）は、最低出資比率を設けず、役割分担型の共同企業体協定書を締結するものとします。 と、ありますが、様式集4「特定建設工事共同企業体協定書（案）」には、構成員（設計）も比率割合での記入例となっています。役割分担型の共同企業体協定書の様式は、ありますでしょうか。ご教授ください。	【構成員（設計）】と【その他の構成員】が共同企業体を組成する場合は、甲型と乙型の併用となります。その場合は、〈様式4〉特定建設工事共同企業体協定書（案）の第8条を「出資比率および役割分担」としていただき、各社が分担する業務を記載してください。
9	実施要領 4. (1) (P.3)	参加者の構成等について、①3社の共同企業体 ②4社の共同企業体とありますが、代表構成員＋構成員A＋構成員A＋構成員（設計）＋構成員（設計）の5者共同企業体でも構成として可能でしょうか。ご教授ください。	設計企業が2社以上の複数となる場合は設計共同企業体を組成し、その設計共同企業体を構成員（設計）として甲型と乙型の併用での共同企業体の組成となります。
10	実施要領 4. (1) (P.3)	構成員（設計）を設計共同企業体とする場合、特定建設工事共同企業体協定書には設計共同企業体の構成員全社の記名押印が必要でしょうか。	〈様式4〉のとおり、構成員全社の記名押印をお願いします。
11	実施要領 4. (1) (P.3)	構成員（設計）を設計共同企業体とする場合、設計共同企業体の構成員は全て「実施要領p.4-4 (1) オ. 構成員（設計）の参加要件」及び「(2) 参加者に共通する参加資格」をいずれも満たし、各々の業務範囲により(3)ア、ウのいずれかを満たすことが必要だという認識でよろしいでしょうか。	〈実施要領4. (1) (2)〉に記載の資格は参加者全員が満たす要件です。 〈実施要領4. (3)〉に記載の要件は、下記のうち1者以上が満たす要件です。 ア. 設計業務に係る要件は、代表構成員・構成員（設計）のいずれか。 イ. 施工業務に係る要件は、代表構成員。 ウ. 工事監理業務に係る要件は、代表構成員・構成員（設計）のいずれか。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
12	実施要領 4. (1) (P.3)	4. 参加資格(1)アに示された「構成員の出資比率は20%以上」とは、提案事業費全体額における20%ではなく、提案事業費全体額から設計費を控除した額、すなわち建設費における施工JVとしての20%以上との考えでしょうか。	出資比率は提案事業費全体額に対するものとしてください。
13	実施要領 4. (1) (P.3)	4. 参加資格(1)アに示された「構成員(設計)は、最低出資率を設けず」とは、出資をしない、出資0%で参加可能という認識でよろしいでしょうか?	よろしいです。
14	実施要領 4. (1) (P.3)	代表構成員の参加要件で令和5・6年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されていない場合、参加表明書提出と同時に提出する必要書類は、貴市ホームページ掲載資料の「キ 日向市建設業者等有資格業者名簿の登録手続き」の書類一式でよろしいでしょうか。	よろしいです。
15	実施要領 4. (1) (P.3)	構成員A・Bの参加要件で令和5・6年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されていない場合、代表構成員の参加要件と同様に参加表明書提出と同時に別に定める必要書類を提出し、登録要件を満たしていると認められることで参加が可能であると考えてよろしいでしょうか。	追加登録については、代表構成員のみであることから、構成員A・Bについては、追加登録はできません。
16	実施要領 4. (1) (P.3)	代表構成員の「最新の経営事項審査に基づく建築一式工事の総合評定値の点数」とは、公告日(2023年4月3日)時点での公開された最新のものと認識で良いでしょうか。	よろしいです。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
17	実施要領 4. (2) (P.4)	「日向市入札参加有資格業者の指名停止に関する要領」による指名停止対象となっていないことが共通の参加要件ですが、同要領第12条に、「有資格業者が『独占禁止法』等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重する」とあります。これは本事業における不正行為のみが対象となるものとの理解でよろしいでしょうか。	＜実施要領4(2)＞に記載のとおり、参加者は【公告日から選定結果通知日までの期間に、日向市入札参加有資格業者の指名停止に関する要領（平成19年日向市告示第169号）に基づく、入札参加資格停止措置の対象となっていない者】です。
18	実施要領 4. (3) (P.5)	施工業務に係る要件は、代表構成員のみならず、構成員A、構成員Bも必要な条件になりますでしょうか。ご教授ください。	施工業務に係る要件は、代表構成員のみに必要な条件とご理解ください。
19	実施要領 4. (3) (P.5)	施工業務に係る要件につきまして代表構成員、構成員全ての会社に①②③の要件が必要でしょうか。もしくは②のみ代表構成員が要件を満たせばよろしいでしょうか。ご教示下さい。	【施工業務に係る要件】は、代表構成員のみに必要な要件とご理解ください。
20	実施要領 4. (3) (P.5,6)	設計業務及び工事監理業務に係る条件につきまして、構成員（設計）を共同企業体とした場合、「主たる設計業務者」と「主たる工事監理業務者」はそれぞれ別企業で良いと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
21	実施要領 4. (3) (P.5)	「③設計業務の開始時点」とは、本契約後という理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
22	実施要領 4. (3) (P. 5, 6)	<p>資格要件について 「実施要領」によりますと、参加する全ての施工会社および配置技術者について、施工会社には2,000㎡以上の施工実績、配置技術者には1級の資格を所有することとも解釈できますが、構成員のいずれかの施工会社および配置技術者が記載されている実績、資格があればよいという理解でよろしいでしょうか？ また、設計業務を行う者も同じく構成員のいずれかの設計会社および配置技術者が記載されている実績、資格があればよいという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p><実施要領4(3)>に記載の参加資格は構成員のいずれかが満たしていれば問題ありません（設計業務・施工業務とも）。 <実施要領4(4)>に記載の各配置予定技術者等について、該当技術者に複数名の担当を配置する場合は、当該技術者のいずれかが要件を満たしていれば問題ありません。</p>
23	実施要領 4. (4) (P. 7)	<p>統括責任者、施工主任技術者（電気設備）、施工主任技術者（機械設備）は、常駐しなくてもよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>常駐は要件としておりません。</p>
24	実施要領 4. (4) (P. 8)	<p>施工主任技術者（電気設備）は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。 施工主任技術者（機械設備）は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。 とありますが、1級電気工事施工管理技士と1級管工事施工管理技士の兼任は認められますでしょうか。ご教授ください。</p>	<p>施工主任技術者の兼任は認めていません。上記条件を満たした上で、施工管理技士の配置をご検討ください。</p>
25	実施要領 4. (4) (P. 8)	<p>設計管理技術者は、①で1年以上の経験、②では2年以上の経験を求められていますが、長い方の2年以上の経験との理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>②を正としてください。</p>

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
26	実施要領 4. (5) (P.9)	(2)参加者に共通する参加資格を満たせば、再委託先に意匠設計事務所を含めることは可能でしょうか。	可能です。 〈実施要領4.(5)再委託〉に記載のとおり、統括責任者、設計管理技術者、設計主任技術者（建築総合）、現場代理人、監理技術者、施工主任技術者（建築）、工事監理業務管理技術者、工事監理業務主任技術者（建築）が行わなければならないものを除く業務について、本市の承諾を得て再委託することができます。再委託先は特に問いません。
27	実施要領 4. (5) (P.9)	「再委託先」の承諾方法、提出時期をご教授ください。また、指定様式等ありましたら併せてお願いいたします。	承諾方法などは契約時に提示いたします。 なお設計など主要な業務で再委託予定がある場合は、本プロポーザルにおける「業務実施体制」にて企業名等を伏せてご提案ください。
28	実施要領 5. (2) (3) (P.9)	VE提案書提出が6月19日まで、技術提案書提出が6月30日となっております。この間に市からVE提案の採否および採用された項目の金額など具体的な通知いただけるとの理解でよろしいでしょうか。提案見積価格が技術提案額から「採用となったVE項目の金額」を控除した金額となりますので提案見積価格が提案上限価格を下回っているか確認するためにも必要となります。	VE提案の採否の通知はありません。〈実施要領5(3)ウ.〉のプレゼンテーション及びヒアリング後の審査委員会にて採否を判断いたします。
29	実施要領 6. (1) (P.10)	基本計画時点の構造計算書を提供いただくことは可能でしょうか。	不可です。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
30	実施要領 8. (1) (P. 12)	参加表明書を綴じ込むA4判ファイルに指定（紙製/PP製や色など）はございますか。 また、ファイル表面や背表紙に必要な記載事項等がございましたらご教示ください。	特に指定はありません。
31	実施要領 8. (1) (P. 12)	参加表明書を綴じる順番は実施要領 p. 12-8. (3) 提出書類の記載順と理解してよろしいでしょうか。	よろしいです。
32	実施要領 8. (1) (P. 12)	提出方法に郵送も可とありますが、書留に限らず、日本郵便(株)取り扱いのレターパックプラス（信書・速達扱い、追跡可能）や、民間運送会社の宅配便(信書扱い、追跡可能)を利用することは可能でしょうか。	可能です。
33	実施要領 8. (1) (P. 12)	提出方法エにて示されたA4ファイル1冊に封じきれない厚みとなった場合、ファイルを複数に分けて良いでしょうか。	よろしいです。
34	実施要領 8. (3) (P. 12)	実績を確認できる資料は、役所にて提供される「建築概要書の写し」で問題ないでしょうか？	よろしいです。 ただし、業務・工事が完了していることを確認できる資料も併せてご提示ください。
35	実施要領 8. (3) (P. 12)	「協定書」は「再委託先→JV代表者」についても必要でしょうか？	不要です。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
36	実施要領 8. (3) (P. 12)	(3)提出書類ア【様式3-1】ですが、「(提出者)」欄については、JVの名称を記載するとの理解で良いでしょうか。	よろしいです。
37	実施要領 8. (3) (P. 12)	(3)提出書類ア【様式3-2】ですが、③配置技術者欄については、「配置できることを誓約」するチェックを入力するだけであり、それぞれの配置予定技術者の明示や、添付書類による実績(従事)記録証明や保有資格の控えなどは不要でしょうか。	不要です。ご質問の実績等は実績審査の書類になりますので、【様式6-5】と合わせて提出してください。
38	実施要領 8. (3) (P. 12)	(3)提出書類ア【様式3-2】における契約金額とは、受託・請負契約における税込金額でしょうか、税抜金額でしょうか。	税込金額としてください。
39	実施要領 8. (3) (P. 12)	(3)提出書類ウ【様式4】特定建設工事共同企業体協定書について、JV内の取り決め実態に即した内容を条文追加したり、改変することは可能でしょうか。	仮契約前の協議で合意できれば、改変は可能です。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
40	実施要領 8. (3) (P. 12)	(3)提出書類ウ【様式4】特定建設工事共同企業体協定書について、日向市へ提出する1部は、白製本テープによる割印(表紙、裏表紙)を整えた綴じた状態で提出が必要でしょうか。ファイルに綴じて提出す特性上、割り印を実施すると、ファイリング穴で印影に穴をあけてしまうおそれがあるため、できれば割り印や製本は不要にさせていただきますと幸いです。	今回は不要です。 契約の際は割り印等をお願いすることになります。
41	実施要領 8. (3) (P. 12)	特定建設工事共同企業体協定書(案)【様式4】の構成員の出資割合は、参加表明提出時は空欄で宜しいでしょうか。	想定の比率を記載した上で提出してください。参加資格や審査に影響のない範囲での変更は、契約前に発注者と協議してください。
42	実施要領 9. (3) (P. 13)	VEの内容は公に、もしくは本プロポーザル全参加者に開示されますでしょうか。開示される場合は技術情報保護のため、詳細内容は非公開として頂きたいお願い申し上げます。	受注者以外の提案書等は非公表の予定です。受注者の提案書等は公表する可能性があり、その場合は受注者と協議します。
43	実施要領 10. (4) (P. 15, 16)	「地域貢献」の評価については、元請者から市内の企業等に直接発注する額を評価することに加えて、市内企業が共同企業体に参加する場合も評価されるとの理解でよろしいでしょうか。市内企業が貴市から直接業務を受注(受託)できることで落札時点での受注額の確保が可能となり、一次下請け企業への発注と同等以上の確実な経済効果が期待できると考えます。また代表構成員等から元請の立場でのノウハウの伝承も確実に行うことが可能となり、地場企業の育成にも繋がります。	<評価基準5. B 地域貢献①>に記載のとおり、【日向市内の企業等に直接発注する金額】のみ評価します。市内企業の共同企業体参加は評価対象ではなく参加資格です。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
44	実施要領 1 1. (5) (P. 17, 18)	提案見積価格の決定は技術提案の評 価点確定後、～採用VE項目の金額 を差し引いて算出するとあります が、参加者は、技術提案額見積書を 提出する前に採用VEの金額を知ら されずに技術提案額見積書を提出す ることになるのでしょうか。ご教示 下さい。	VE提案の採否の通知はありません。 ＜実施要領5（3）ウ.＞のプレゼン テーション及びヒアリング後の 審査委員会にて採否を判断いたしま す。
45	実施要領 1 2. (5) (P. 19)	プレゼンテーションやヒアリングに おける発言・回答内容が提案内容と 同様に契約上の拘束力を有する、と されておりますが、口頭での発言内 容は発注者と受注者間の解釈に齟齬 がないよう後日確認書面を取り交わ すとの理解でよろしいでしょうか。	受注予定者と契約前に協議します。
46	様式3-1 様式4	押印を求められている書類への、印 鑑証明書の添付は不要との理解でよ ろしかったでしょうか。	よろしいです。
47	様式3-1 様式4	押印が必要な様式につきましては、 代表者から権限を委譲されている支 店長等の印鑑でもよろしいでしょ うか。	よろしいです。
48	様式リスト 様式3-2	実績を証明できる資料にコリンズを 添付する場合は「契約書の写し」、「 業務完了を示す資料」、「仕様 書」、「確認済証」の提出は必要が ないとの解釈でよろしいでしょ うか。	参加資格となる実績要件を、全て満 たしていることが証明できればよろ しいです。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
49	様式リスト 様式3-2	設計業務を2社で行う場合は各社の確認書の提出が必要でしょうか。	必要です。ただし、参加要件は1社が満たせば問題ありません。
50	様式リスト 様式3-2	施工業務については代表構成員の実績のみで宜しいでしょうか。各社の実績も必要でしょうか。	代表構成員の実績のみでよろしいです。
51	様式リスト 様式3-2	③配置技術者の誓約は上記②に記載した工事に限定するものではないとの解釈で宜しいでしょうか。	よろしいです。
52	様式3-2	延べ面積を記入する欄に「当該用途」の面積を記入する欄がありますが、この当該用途とは、評価基準のP2「②区分係数」に記載の「当該居室」の用途を記載するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	参加資格に用途の限定はないため、全体面積のみ記載してもらえれば結構です。
53	様式4	「特定建設工事共同企業体協定書（案）」は契約時等に正式に提出させて頂く事は可能でしょうか。（施工：設計比率について確定出来ない為）	想定比率を記載した上で提出してください。参加資格や審査に影響のない範囲での変更は、契約前に発注者と協議してください。
54	様式4	特定建設工事共同企業体協定書（案）第8条の構成員の出資割合の記載につきまして、設計事務所と施工会社が企業体を組む場合は提出時では設計金額が決まっていないため比率の記載が出来ないのでどのような記載すればよろしいでしょうか。名前の記載のみで後日契約時に比率を記載する形でもよろしいでしょうか。ご教示下さい。	想定比率を記載した上で提出してください。参加資格や審査に影響のない範囲での変更は、契約前に発注者と協議してください。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
55	様式4	実施要領P.34. (1)アに、「構成員（設計）は、最低出資比率を設けず、役割分担型の共同企業体協定を締結する」とあることから、設計監理共同事業体（乙型）と建設共同事業体（甲型）を包含する乙型共同事業体を設立して、市との契約主体とすることを想定しております。その場合に様式4は特定建設工事の共同企業体協定書であることから、乙型共同事業体の協定書をご提示いただくことは可能でしょうか。	乙型共同企業体の協定書については、国土交通省の様式に準じて作成ください。
56	様式4	第16条に「工事途中において脱退したものがあつた場合には残存構成員が共同連帯して本事業を完成する」とありますが、設計業務について万が一途中脱退があつた場合には、貴市の承認を得たうえで同等の資格要件及び実績を有する設計企業を代替企業として加えることで業務継続することは可能との理解でよろしいでしょうか。なお、PFI事業においては代替企業での業務継続は通常可能となっております。	よろしいです。
57	様式5-2	本様式には「効果額」について消費税を含むか否かについてご指示がありません。提案見積価格を事業者側で算定する際に齟齬が生じないように税抜か税込みいずれの金額を記載すればよいかご教示ください。	＜実施要領9. (4)ア⑤＞に記載のとおり、【VE提案額】は共通費及び消費税を含んだ金額としてください。
58	様式6-3、6-4	様式6-3、6-4とも単価、金額の欄に消費税を含むか否かについてご指示がありません。様式6-2には税抜、税込の欄がございますので税抜か税込みいずれの金額を記載すればよいかご教示ください。	＜様式6-3、6-4＞は税抜としてください。＜様式6-3、6-4＞は＜様式6-2＞の内訳であることをご理解ください。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
59	評価基準 2. (1) (P.1)	設計施工一括発注方式で設計のみ完了している場合、設計並びに設計管理技術者、又は設計主任技術者（建築総合）の実績に含めてよろしいでしょうか。	よろしいです。 設計業務のみ完了している場合は、発注者発行の業務完了書等、業務完了したことを証明する書類を提出してください。
60	評価基準 2. (1) (P.2)	類次実績の要件として「直径24mの円が水平に内接する居室」とは具体的にどのような状態を指すのでしょうか？誤解のないように図示していただけるとありがたく存じます。	別紙、「直径24mの円が内接する居室」をご参照ください。
61	評価基準 2. (1) (P.2)	類似実績の評価に発注者（官民）は問わないと考えてよろしいでしょうか。	問いません。
62	評価基準 2. (1) (P.2)	共同企業体の構成員として参加した案件は実績と評価いただけますでしょうか。	設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者となったもの、工事監理業務者が2者以上の場合は、主たる工事監理業務者となったものに限ります。
63	評価基準 2. (1) (P.2)	設計管理技術者と設計主任技術者（建築総合）のどちらか1名の類似実績について評価を行うとの記載がございますが、どのように決定するのでしょうか。	両者が別人の場合は、類似実績のある方を評価します。
64	評価基準 2. (1) (P.2)	現場代理人と管理技術者のどちらか1名の施工業務の類似実績について評価を行うとありますが、どのように決定するのでしょうか。	両者が別人の場合は、類似実績のある方を評価します。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
65	評価基準 5. A (P.6)	日向市内の事業所（設計・設備等）の活用など、設計段階から地元企業の協力を得られる体制づくり。とありますが、日向市内の設計事務所を活用する際、共同企業体の構成員として参加しなければならないのか。もしくは協力会社としてJVより発注すれば、得点に反映するのかがご教授ください。	<評価基準5. Aア) ⑨>に記載のとおり、【日向市内の事務所（設計・設備等）の活用】です。共同企業体の構成員としての参加でなくても評価します。
66	評価基準 5. A (P.6)	企業（設計）類似業務実績の「参加資格とは別に1件分を提案」とは規模・用途を問わない実績の記載と考えて宜しいでしょうか。その際の記載様式をご教示ください。	類似業務実績は<評価基準2. (1)ア>に記載のとおりです。記載様式は<様式6-5>です。
67	評価基準 5. B (P.6)	元請負者から日向市内の企業等に直接発注する金額の最高提示金額に対する比率%。とありますが、日向市内の企業が構成員として参加する場合は請負比率分を直接発注していると計算してよいでしょうか。ご教授ください。	<評価基準5. B 地域貢献①>に記載のとおり、【日向市内の企業等に直接発注する金額】のみ評価し、市内企業の共同企業体参加は評価対象ではなく参加資格です。
68	評価基準 5. B (P.6)	市内の設計事務所とJVを組んだ場合も、地域貢献の取組になると考えてよろしいでしょうか。	市内設計事務所とJVを組む場合に限り、以下のとおり「地域貢献①」で評価します。 (出資しない場合) 市内設計事務所が受託する金額を、市内発注金額の内数として提案書に明示してください。 (出資する場合) 出資額を市内発注金額に含めて提案してください。

参加表明に関する質疑【回答】

質疑No.	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
69	契約約款(案) 第51条 (P. 14)	契約代金の支払い条件を具体的に明示していただくようお願いいたします。第51条では第50条に記載される本業務が完了した際の検査に合格した際に請求ができるとあり、設計及び建設、工事監理のすべての業務が完了した際にすべての業務分を一括払いと理解できますが、一方で第58条には年度別の支払い限度額の記載があります。	支払いについては、前金払、部分払、完了払としており、契約約款(案)第58条の各会計年度における支払い限度額を上限に出来高に応じて支払います。
70	契約約款(案) 第58条 (P. 15)	各会計年度の契約代金の支払い限度額について、出来高予定額に対して比率などの定めがあるようでしたらご教示いただけませんか。	比率などの定めはありません。
71	契約約款(案) 第63条 (P. 17)	「設計成果物及び工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、設計成果物及び工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求する」とありますが、そのような事象が生じた場合には当該設計者、施工者いずれかの帰責者のみが履行の追完や損害金等負担の責任を負うものとの理解でよろしいでしょうか。	契約約款(案)第83条第2項のとおり、すべての構成員となります。